

生駒市法令遵守委員会

平成20年度第6回会議次第

日 時 平成20年12月9日(火)

午後3時から

場 所 生駒市役所3階 302会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 法令遵守推進制度の運用状況について

(2) 「要望等の記録・公表制度の運用に係る報告書(案)」について

(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- ・法令遵守推進制度運用状況
- ・要望等記録一覧表(平成20年7・8・9・10月分)
- ・要望等の記録・公表制度の運用に係る報告書(案)
- ・『法令遵守推進制度の手引 COMPLIANCE HANDBOOK』

平成20年度第6回生駒市法令遵守委員会
会議録(要旨)

日時 平成20年12月9日(火) 午後3時～5時15分

場所 生駒市役所 302会議室(3階)

出席者

(委員) 比山節男委員長、秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員
(事務局) 坂野監査委員事務局長、山岡監査委員事務局局長補佐、
三原監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

議案

1 開会

2 案件

- (1) 法令遵守推進制度の運用状況について
- (2) 「要望等の記録・公表制度の運用に係る報告書(案)」について
- (3) その他について

案件(1) 法令遵守推進制度の運用状況について

事務局から、配布資料に基づき、件数、要望等の概要及び対応方針等の概要(平成20年7～10月分)について説明。

案件(2) 「要望等の記録・公表制度の運用に係る報告書(案)」について

意見

- ・ 「要望等の記録・公表制度の運用に係る報告書(案)」(以下「報告書(案)」という。)については、委員による「公職者からの要望等については全件記録すること」とする主張を反映したものであり、本報告書の目玉としていけばいいのではないだろうか。ただし、手引の内容については若干修正が必要である。

他方、「すべての要望等について記録すること」とする主張についてだが、9月及び10月に都市整備部の職員を対象としてヒアリングを開催した際には、当該職員から「要望等記録票兼報告書」等の記載の基準や職員個々の「要望」に対する認識が曖昧であるとの意見をいただいた一方、自分が受けた要望等について1行程度の記載であれば日常業務には支障はないとの回答もあった。「要望等」の定義づけについては悩んでいるという職員からの声もあり、同報告書に記載すべき要望等を「自分の利益向上のため」や「威圧的な要請」といった不当な要求としている職員の気持ちは委員会としても非常に分かる所だが(報告書(案)18～19ページ)、第2回懇談会(10/22)後の10月分の当該課からの報告に当たっては必ずしも不当でないと考えられる要望等についても報告されていることから、報告する要望等の基準を一部変更したようにも感じ取れる。

また、各課で実際に受けている要望等の母数自体はもっと大きいことも第2回懇談

会において明らかになったことから、その中から各課において報告すべき基準等について、これから委員会としてももう少し検討・検証していかないといけないのではないかとと思われる。今後も庁内各課に対する調査を継続していくなかで、各課における運用実態から「要望等記録票兼報告書」等を作成する際の基準を探していくことも必要とされる。

- ・ 報告されてきた要望等の件数全体を見ても、7月に実施した第1回の調査以後、都市整備部からの報告件数が増えてきている。これは、各課においても制度について試行錯誤しているのではないかと。
- ・ 今後とも市職員への研修を積極的に行っていくことと併せて、委員として実情を把握するために今回のような調査及び委員との意見交換会を継続的に行っていくことにより、制度の運用実態がよりリアルになっていくのではないかと考えられる。
- ・ 報告書(案)19ページにおいては、「すべての要望等について記録するのは大変である」との記述がありもっともなところではあるが、一方で、懇談会においては自分が受けた要望等について1行程度の記載であれば日常業務には支障はないとの回答も都市整備部各課の職員から得ている。ただし、窓口担当課においてはとても対応できないかもしれないし、1つの方向性としては今後そのように取り扱っていくのもあり得るのかなとも考えているが、今回の報告書においてはまだその点に踏み込んで提言できる状況ではないものと考えられる。
- ・ 公職者からの要望等については別扱いとすることについて、条例上は第7条で「記録しないことができる」として規定されていることから、条例上は記録しないことも可能だが、運用するに当たって公職者からの要望等についてはすべて記録していくこととするのは可能であるものと考えられる。また、窓口担当課については条例第7条を適用し記録しないことも必要だろうが、過去の事件の経緯等も踏まえ、窓口のない課であれば全件記録することとするといったことも、条例上は可能な運用方法なのではないだろうか。条文を読むかぎり、柔軟に運用していくことができるのではないかと考えられる。
- ・ 条例第7条第3号においては「単に事実関係、手続等を確認し、又は問い合わせる要望等」については記録の例外とされているが、これら要望等についても相手方の問い合わせの仕方によっては市職員が威圧的に感じることもあるだろうし、非常に微妙となってくるのではないだろうか。したがって、条例第7条については基本的には弾力的に運用することでもいいと思うが、公職者からの要望等については厳格に適用していくべきなのではないか。言葉の問題はどこまでいってもついて回ることなので、この報告書(案)の表現のままでよい。
一方で、公職者であるかどうかは別にして、「要望等」として何を記録するかの基準については、「要望等」の定義は非常に広いことから、記録しないことについても条例第7条の「記録の例外」の規定をどのように解釈するのかによって、また、条例の隙間に存在することとなる要望等をどのように定義・解釈することによって記録しないこととするのかについての検討が必要となるのではないかと考えられる。

- ・ 本委員会としてこのような報告書を出しておくことには意味があると思うので、表現について十分に留意した上で出す方向でいきたい。
- ・ 市職員への研修の実施はもちろんのこと、たとえ年間に 2 部局程度であっても、今回実施したような実態調査を来年度以降も継続的に実施していきたいと考えている。なお、業務や要望等の実態を把握すべく、窓口担当課についても調査してみることも 1 案であろうとは思っている。窓口担当課においても特殊な要望等が全くないわけではないだろう。

「要望等記録票兼報告書」等への記録方法についてだが、手引等に掲載されている書式に則って各課から提出されてくるが、その際回答内容や対応方針に至るまで詳細に記録されていることから、事務的にもかなり負担になっているのではないかと懸念している。対応方針等まで詳細に記録する必要はないのではないか。条文の文言上、条例第 6 条においては、要望等の内容を“簡潔に”記録するように規定されており、そこまで詳細に記録するようには求められておらず、法令の解釈を間違えて記録してしまえば逆に色々言われる原因にもなってしまわないか。

要望等の記録事務については“1 枚の記録票で事案の経緯について完結させること”よりも“制度を定着させること”を重視したいと考えているので、1 枚の記録票で完結できるように詳細に記録するとなると市職員の負担が重くなっているのではないかと危惧しているところである。この点（記録票の簡易様式）については、今回の報告書においては言及しないとしても、今後においても制度の運用に係る論点として検討していく必要があるのではないかと考えている。

まとめとして、今年の見解書の内容については「公職者からの要望等については全件記録すること」をメインとする。

案件(3)その他について

次回の委員会は 1 月 13 日(火)の午後 3 時から開催することとし、市長への報告を同日午後 3 時から 30 分程度行い、引き続いて委員会を開催することとする。

3 閉 会